

十日町市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消のため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了して、十日町市に移住する者に対し、十日町市就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において次の各号に掲げる要件の全てを満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年の国勢調査の人口減少が10%以下の市町村をいう。を除く。以下同じ。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）については、在学中又は卒業見込みの場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 十日町市に移住したこと。ただし、交通費については、新潟県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(ウ) 補助金の申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 十日町市に、補助金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第2条第2号の要件を満たす企業に就職し、転入日（住民票を移さず転入していた者については就業開始日）から1年以上、十日町市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他市長が補助金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が新潟県内に所在する企業に、第2条第1号ア(ア)の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を含む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（以下「移転費」という。）について補助金を交付する場合は除く。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

(イ) 十日町市を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、当該これらの条件に該当する社員として採用される予定であること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、国、県市町村その他公的支援機関等の補助金に係る対象経費を除く。

(1) 内定企業への交通費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とし、1回に限る。

(2) 移転費に対し、81,500円を上限として1回に限り交付する。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市地方就職学生支援事業補助金申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 就業証明書（地方就職学生支援事業補助金の申請用）（様式第2号）

(2) 卒業又は修了証明書

- (3) 在学証明書（在学中に交通費を申請する場合に限る。この場合において、在学証明書は卒業又は修了学年である確認が取れるものとし、学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆し押印すること。）
- (4) 交通費及び移転費の領収書
- (5) 本人確認書類（写真付き身分証明書の写し）
- (6) 大学等の卒業又は修了年度において東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していることを証する書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は卒業若しくは修了年度の複数月の公共料金領収書等の写し）
- (7) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- (8) 振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、十日町市地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、十日町市地方就職学生支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、十日町市地方就職学生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして十日町市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (2) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合（在学中に交通費を申請する場合）
- (3) 申請日から1年以内に十日町市へ転入しなかった場合（在学中に交通費を申請する場合。ただし、申請時に既に十日町市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 修業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- (5) 転入日から5年以内に十日町市から転出した場合
（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者に対し、十日町市地方就職学生支援事業補助金返還請求書（様式第6号）により、既に交付した補助金について、次の各号に掲げる事項

に該当する場合は、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (2) 申請日から1年以内に要件を満たす就職先への就業を行わなかった場合（在学中に交通費を申請する場合）
- (3) 申請日から1年以内に十日町市へ転入しなかった場合（在学中に交通費を申請する場合。ただし、申請時に既に十日町市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就職先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- (5) 転入日から1年未満に十日町市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年未満に十日町市から転出した場合
（関係書類の保存）

第9条 補助金の交付を受けた交付決定者は、交付に係る書類、関係帳簿等を補助金の交付を受けた日から5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第10条 市長は、十日町市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、申請者若しくは交付決定者に対し必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入検査を行うことができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。